

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成12年岩手県規則第101号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(薬局に関する情報の報告) 第4条 [略] 2 省令第11条の2の知事が定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法であって薬局開設者の使用に係る電子計算機と県の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は書面を提出する方法とし、同条の知事の定める日は、 <u>7月31日</u> とする。この場合において、書面を提出する方法により報告するときは、別に定める様式による薬局機能情報報告書により行わなければならない。	(薬局に関する情報の報告) 第4条 [略] 2 省令第11条の2の知事が定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法であって薬局開設者の使用に係る電子計算機と県の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は書面を提出する方法とし、同条の知事の定める日は、 <u>1月31日</u> とする。この場合において、書面を提出する方法により報告するときは、別に定める様式による薬局機能情報報告書により行わなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。